

地球環境憲法

成立：2023年3月10日

前文

1972年に国連で採択された人間環境宣言では、「人は環境の創造者であると同時に、環境の形成者である。……自然のままの環境と人によって作られた環境は、共に人間の福祉、基本的人権ひいては、生存権そのものの享受のため基本的に重要である」と、うたわれている。

しかし、その後も人類は経済的活動を優先させ、自然環境を破壊・汚染し続けた結果、現在、世界的に深刻な環境問題に直面している。人類は将来にわたって地球で生存していかなければならず、環境に対して無知・無関心であってはならない。人類自身も自然の生態系の一部であることを認識し、自然との共生を図らなければならない。

人類と自然との共生を実現するため、われわれ新潟県立津南中等教育学校4年生(2022年度)は、世界の人々が果たすべき普遍的な原則として、この地球環境憲法を制定する。人類の生存と繁栄をめざし、地球環境を保全する取り組みは、世界全体の包括的な協力関係がなければ、到底実行することはできない。かけがえのない地球を守っていくために、世界全体がこの憲法に掲げた原則を実行することを望む。

1条 [目的、原則]

この憲法の目的は、地球環境を保全し、持続可能な社会を実現すること、人類が将来にわたって希望を満たすことができる社会を実現することにある。

現在の世代の要求を満たすだけでなく将来の世代の要求も満たすことを社会の原則として、各国および各人は行動しなければならない。

いずれの国家も自国の利益のみを専念・追求してはならず、各国は地球環境を保全する責任を負う。

2条 [地球の全生物]

人類を含む地球の全ての生物は、生存する権利を有する。人類は他の生物の生命を尊重し、みだりにその生命を奪い、もしくはその生命をおびやかしてはならない。人類は自然の生態系を壊すような行為をしてはならず、生態系の保持に努めなければならない。

3条 [人類の生存権と責任]

① 何人も、豊かな環境のもとで健康で文化的な生活を営む権利を有する。全ての人および全ての国家は、人が豊かに生きられるような自然環境を保全する責任を負う。

② 何人も、私的な欲求を優先し、環境を破壊してはならない。また何人も、その環境で生存する生物に対して悪影響を及ぼしてはならない。

4条 [陸上]

① 何人も、森林の再生能力を超える範囲での過剰な森林伐採をしてはならない。木を切る際には、森林の再生を支える活動を行わなければならない。

② 各国は、生物資源の利用に際して、生物多様性を確保するための適切な措置を講じなければならない。絶滅が危惧される種を守るために、絶滅の原因となる温暖化や環境破壊を防ぐ措置を積極的に行わなければならない。

5条 [海洋]

① 何人も、海洋に悪影響を及ぼすような廃棄物の投棄をしてはならない。また各国は、その領域に含まれる海洋および河川について、環境調査を適宜行わなければならない。

② いかなる国も海洋における兵器の爆発実験をしてはならない。

6条 [大気]

① 各国は、温室効果ガスの排出の削減に努めるとともに、国際的な環境保全に対する施策に協力しなければならない。また各企業は、生産活動や交通機関における二酸化炭素の排出量削減に努めなければならない。

② 各国は、全ての生物が健康な生活を送れるよう、大気汚染の防止に努めなければならない。

③ 各国は、化石燃料による火力発電への依存度を減らしていくとともに、持続可能な新たな発電方法の研究および増進に努めなければならない。

7条 [各国の責務]

① 各国は、貧困の解消、安全に子供を養育できる環境の整備、食糧の安定供給、栄養状態の改善、持続可能な農業の実現に努めなければならない。

② 各国は、生態系を不可逆的に破壊するかたちで、資源の過剰採取を行ってはならない。

③ 各国は、生態系に深刻な影響を与える状況が発生した場合、適切な措置をとらなければならない。

④ 各国は、環境保全計画を策定し、その達成に必要な政策を実行しなければならない。また、地方政府および非政府組織、企業などの社会的組織は、自然環境の保全に協力しなければならない。

⑤ 各国は、地球環境について幅広い知識や理解が得られるよう、環境に関する教育を導入・拡充させなければならない。

⑥ 先進国は、発展途上国へ対して、生活に必要な資源の援助を積極的に行わなければならない。

8条 [国際協力]

① 各国は、自然災害による被災者や紛争による難民などへの人道的支援、および被害があった地域の復興に協力しなければならない。特に先進国は、発展途上国への人道支援や復興について積極的に行わなければならない。

② 前項の内容を効果的に達成するために、国際的な基金を創設する。各国は炭素税等の環境税を導入し、この国際的な基金に積極的に資金を拠出しなければならない。

補則 [成立・改正]

この憲法は、新潟県立津南中等教育学校で2022年度4年生全員による投票を行い、70%以上の賛成が得られたとき成立する。

この憲法は校内外に広く公開する。

この憲法は、新潟県立津南中等教育学校の後期課程に在籍する当該学年の70%以上の賛成があったとき、改正することができる。